生活環境

お問合せ
生活環境課
☎029−885−0340
(内)214・215

～ ペットと幸せに暮らすために ～

ペットの飼い主は責任をもって飼いましょう！

ペットは大事な家族の一員であるとともに、お住まいの地域社会においても愛される存在でいることが、ペットにとっても大切なことです。ペットの習性や年齢、大きさ等その特徴に適した飼育環境を損なわずに、ご近所の方や訪問者等に配慮した飼い方をしましょう。ここでは、ペットとして身近な存在の犬と猫について、飼育のルールとマナーをご紹介します。

犬のルールとマナー

- ペットの犬がどういう性格でどういう行動をするかは飼い主しか分かりません。放し飼いされていると、飼い主以外の人は恐怖を覚えたり犬が苦手な人もいます。犬を放し飼いにしないようにしましょう。
- お住まいの自治体に登録をして、法令に基づく年１回の狂犬病予防注射を受けましょう。
- 散歩の際には、犬を丈夫な紐やリード等でつなぎ、飼い主が常に動きをコントロールできるようにして、周囲や飼い犬の安全に配慮しましょう。
- 環境の悪化を防ぐため、犬のフンは飼い主が必ず処理しましょう。散歩時の犬のフンは、周囲に迷惑をかけないよう飼い主が必ず持ち帰りましょう。
- 犬をきちんとしつけたり手入れをして、鳴き声やにおい等でご近所に迷惑をかけないようにしましょう。

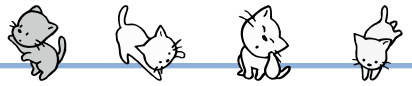

猫のルールとマナー

- 動物が嫌いな人やアレルギーで近寄れない人がいることを認識しておきましょう。
- 猫は、室内飼育等目の届くところでの飼育が基本です。猫を屋外に出すと、飼い主にはその行動はわかりません。いたずらやフン等でご近所に迷惑をかけたり、交通事故やなわばり争いによる怪我、感染症を移されることもあります。
- 安易な気持ちで無責任な餌付けをしないようにしましょう。餌を与えることはその猫の生活環境に影響を与えることになり、子供を産んでまた不幸な猫を作る原因となります。猫に餌を与えるときは、その猫が自分の猫であることを自覚して、最後まで飼育する覚悟をしてください。

ペットに関する法令やマナーを遵守し、飼い主にとってもペットにとっても快適な生活ができるように心がけましょう。

美浦村商工会青年部だより

《７月・８月の活動予定》

- ７月13日　県南協ゴルフ大会
- ７月16日　木原祇園祭
- ７月27日　県青連主張発表大会

６月15日、県南商工会青年部野球大会（牛久市総合運動公園）にて

□お問合わせ　美浦村商工会青年部☎029−885−2250